③　①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

1）　沖縄電力が離島以外において保有する水力発電設備、火力発電設備及び新エネルギー等発電設備のうち、電気の周波数の値の維持等を行うために発電出力の増加又は減少を行う発電設備の営業費用項目ごとの額のうち販売電力量にかかわらず必要なものについては、営業費用項目ごとに、配賦基準（当該発電設備の最大出力に対する電気の周波数の値の維持等のために増加する発電出力又はそれ以外の発電出力に占める割合をいう。）を用いてアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用に整理すること。

2）　1）以外の営業費用項目ごとの額を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用に整理すること。

⑷　変電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑷において同じ。）を、次の方法により、受電用変電サービス費用及び配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。

①　変電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。

⑸　配電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑸において同じ。）を、次の方法により、配電需要家費用又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用を、低圧配電費用及び高圧配電費用に配分することにより整理すること。

①　配電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、配電需要家費用又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理すること。

②　①により整理された配電需要家費用以外の費用を、営業費用項目ごとに、低圧配電設備の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率により、低圧配電費用又は高圧配電費用に配分することにより整理すること。

⑹　販売費（⑵により整理されたものを含む。以下この⑹において同じ。）を、次の方法により、離島供給費用及び非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分することにより整理し、給電費用を、ネットワーク給電費用及び非ネットワーク給電費用に配分することにより整理し、販売需要家費用を、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理し、一般販売費用を、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

①　販売費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。

③　①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

1）　①及び②により整理された非離島供給費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

2）　1）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

3）　1）及び2）により整理された給電費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に直課すること。

4）　3）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に配分することにより整理すること。

5）　1）及び2）により整理された販売需要家費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に直課すること。

6）　5）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理すること。

7）　1）及び2）により整理された一般販売費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に直課すること。

8）　7）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

⑺　⑴から⑹までにより整理された送電費、水力発電費のうちのアンシラリーサービス費用、火力発電費のうちのアンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちのアンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑺、⑻及び⒁において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑺、⑻及び⒂において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額及び離島供給に係る費用を除く。）及び他社販売電源料（離島供給に係る収益を除く。）（以下この⑺において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された他社購入電源費等を、水力発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちのアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、地帯間購入送電費、他社購入送電費、地帯間販売送電料及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。また、地帯間購入電源費及び地帯間販売電源料を、送配電関連費用に配分することにより整理すること。

⑻　⑺により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑻において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この⑻及び⑼において「送配電関連固定費用」という。）、販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この⑻及び⑿において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、⑺により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑻において同じ。）を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第26条又は旧小売料金算定規則第19条の５において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑻及び⑽において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑻及び⑿において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。

この際、他社販売送電料を、第６条第２項において読み替えて準用する第２条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。